

第 1 回

東京都食品衛生調査会専門委員会会議録

平成 1 5 年 9 月 9 日 (火曜日)

第一本庁舎北側42階特別会議室 B

午前9時57分 開会

奥澤食品監視課長 お待たせいたしました。若干早いんですが、皆さんそろいましたので、ただいまから第1回目の専門委員会を開催させていただきます。

委員の皆様にはお忙しい中、早朝から御出席いただきましてまことにありがとうございます。

私、食品監視課長の奥澤でございますが、議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます。

それでは、まず、中井食品医薬品安全部長よりごあいさつ申し上げます。

中井食品医薬品安全部長 皆さんおはようございます。食品医薬品安全部長の中井でございます。委員の皆様には、本専門委員会の委員をお引き受けいただきましてありがとうございます。また、本日はお忙しい中を御出席いただきまして、改めて感謝申し上げます。

さて、8月28日に開催いたしました調査会で既に御説明申し上げましたとおり（仮称）東京都食品安全基本条例につきましては、年度内の制定を目指しまして検討を進めております。したがいまして、調査会での検討につきましても、年内に取りまとめを行いまして、答申をいただくことになろうかと存じます。極めて短い時間で御検討いただくことになりまして、皆様には大変御苦勞をおかけいたしますが、よろしく願い申し上げます。

なお、調査会の席上でも御説明いたしましたとおり、今月16日に、都庁におきまして「意見を聴く会」を開催するなど、条例の制定に当たり、より多くの都民や事業者の方々の意見を聴きながら、検討が効率的に進められるよう努めてまいりたいと考えております。

本日は、さきの調査会で御質問等がありました内容につきまして、資料を用意いたしまして、詳細につきまして御説明申し上げる予定でございます。委員の皆様にはそれぞれ御専門のお立場から御活発な御議論をいただきますとともに、先進的な条例の策定に向けまして御検討をよろしく願い申し上げまして、私のあいさつといたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

奥澤食品監視課長 本日は専門委員会として初回でございますので、今回、本専門委員会の委員をお引き受けいただきました委員の皆様を改めて御紹介させていただきます。

お手元に座席表が配付されていると思います。それをごらんいただきたいと思います。

最初に黒川座長でございます。

黒川座長 黒川でございます。皆様よろしく願いいたします。

奥澤食品監視課長 碧海委員でございます。

碧海委員 碧海でございます。よろしく願いいたします。

奥澤食品監視課長 池山委員でございます。

池山委員 池山でございます。よろしく願いいたします。

奥澤食品監視課長 神谷委員でございます。

神谷委員 神谷でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

奥澤食品監視課長 交告委員でございます。

交告委員 交告でございます。よろしく願いします。

奥澤食品監視課長 高濱委員でございます。

高濱委員 高濱でございます。よろしく願いいたします。

奥澤食品監視課長 林委員でございます。

林委員 林でございます。よろしくお願いいたします。

奥澤食品監視課長 宮澤委員でございます。

宮澤委員 宮澤でございます。よろしくお願いいたします。

奥澤食品監視課長 谷茂岡委員でございます。

谷茂岡委員 谷茂岡です。よろしくお願いいたします。

奥澤食品監視課長 引き続き事務局の職員を御紹介いたします。

ただいまごあいさつ申し上げました中井食品医薬品安全部長でございます。

中井食品医薬品安全部長 よろしくよろしくお願いいたします。

奥澤食品監視課長 木村健康局参事でございます。

木村健康局参事 木村でございます。よろしくお願いいたします。

奥澤食品監視課長 秋山安全対策課長です。

秋山安全対策課長 秋山でございます。よろしくお願いいたします。

奥澤食品監視課長 古田副参事でございます。

古田健康局副参事 古田でございます。よろしくお願いいたします。

奥澤食品監視課長 小川副参事でございます。

小川健康局副参事 小川でございます。よろしくお願いいたします。

奥澤食品監視課長 村田副参事でございます。

村田健康局副参事 村田でございます。よろしくお願いいたします。

奥澤食品監視課長 なお、調査会のほかの委員の皆様には、専門委員の皆様方の人選について文書で御連絡を申し上げておきますことを御報告申し上げます。

なお、本専門委員会の資料、議事録につきましては、原則公開することとなっておりますので、これにつきましてもあらかじめ御承知おきいただきたいと思います。

それでは、以後の進行を黒川座長にお願いしたいと思います。黒川座長、よろしくお願いいたします。

黒川座長 それでは、座長を前回の調査会で仰せつかったんですけれども、ごあいさつすることがなかったので、第1回ということで今日ちょっとだけごあいさつしたいと思います。

私は厚生省時代から世田谷にある国立衛生試験所というところへ - - 現在は国立医薬品食品衛生研究所という非常に長い名前になりましたが、そこへ20数年勤めておりまして、その間、厚生省、厚労省関係の、特に食品衛生調査会というのがございましたけれども、その毒性の方をずっと担当しておりました。その後財団の方へ移ったということでございます。ですから、これまで仕事の間としては国ということで、後の方にいろいろありますけれども、ナショナルスタンダードをつくる。つまり、リスクアセスメントということで長くやっておりましたけれども、事務局の方とお話ししていると、都というのはリスクマネジメントというのが主であるということで、私はちょっとそちらの方にも絡んではおりましたけれども、やはりリスクアセスメントということで長くやっておりましたので、何かとまだ不慣れなこともございますけれども、この大事な食品条例をつくるということに何らかお手伝いさせていただければと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局から今後の専門委員会のスケジュールということで御説明をお願

いたします。

奥澤食品監視課長 それでは、以後座って説明させていただきます。

まず、専門委員会でございますが、本日第1回目を開催させていただきました。それで、第2回目の専門委員会、これはいわゆる「意見を聴く会」として開催させていただきたいということで、9月16日に既に御案内のように開催を予定しております。それからその後、第3回目の専門委員会を10月7日に開催を予定しております。

このスケジュールで御検討をいただきまして、その上で10月下旬に第2回の調査会、本専門委員会の親会の方を開催して、そこに一定の報告をさせていただければありがたいと、現在のところそのように考えております。

以上でございます。

黒川座長 よろしいでしょうか。9月16日、10月7日にスケジュールが組まれているということでございます。

特に御質問がなければ……。

それから、次でございますけれども、東京都は8月15日に、東京都食品安全基本条例 - - 仮称でございますけれども - - の制定に向けた基本的な考え方を公表いたしまして、9月12日まで約1カ月間でございますけれども、いわゆるコメント募集をしておりますが、現在の状況について事務局の方から御説明をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

村田健康局副参事 それでは、お手元にお配りしております資料1をごらんいただきたいと思ひます。ページで言いますと1ページでございます。

先週末の時点になりますが、意見募集の集計の結果につきまして概略を御説明いたします。まず、集まってきた件数でございますが、5件ということでございます。今回特に御意見をいただく方のお名前ですとか属性等は特定して募集しておりません。つまり、どなたでも名乗ることなく御意見をいただけるようにしておりましたので、内訳は不明な状態でございますが、皆様方からいただきました御意見の概要を一度整理をいたしまして分類をさせていただきました。その分類の結果が1ページ・2ページにわたります中間まとめの内容でございます。

かいつまんで紹介させていただきますと、まずこの条例全般についての御意見なんですけれども、まず一つには、食品の安全確保については、国が消費者の健康保護を最優先とした対策を導入して、それをもって食品安全基本法の制定などを行っているということから、結論から申しますと、自治体として条例を制定することは好ましくないのではないかということをお意見としておっしゃられております。

それからもう一つの御意見としましては、今回の都条例の基本的な考え方については、都民として大賛成であると。関係者、都民まで認識を改めるような条例と感ずるといふ御意見をちょうだいしております。

それから、関係者の責務・役割に関しましては、生産者、いわゆる事業者の方々も当然責任を負わなければいけないけれども、消費者もまた正しい食品の安全に対する認識、取り扱ひ、食べ方が備わっていないといけないと。つまり、事業者側が安全な食品を提供したとしても、消費者側がその使い方を間違ってしまうと、結果として被害を引き起こしてまいりますよということをおっしゃっていただいております。

それから2ページ目でございますが、安全性調査・措置勧告に対する御意見でございます。これにつきましては、基本的な考え方の文書だけでは考え方がわからなかったということなんだと思いますが、この安全性調査・措置勧告についてはどういう場合を想定しているんでしょうかということですか、あるいは、安全性調査・措置勧告のような対策というのは、国が本来やるべきであるので、この条項は条例から削除してほしいといったような御意見もございました。

それから、自主回収報告制度につきましては、これは実際に報告をする先についての御意見でございます。これにつきましては、東京都とそれから特に23区につきましては、保健所の事務を各特別区が行っております関係で、回収についても、その回収報告先が二重手間にならないように、保健所に報告すればいいということにしてほしいといったような御意見でございます。

それから2点目は、そもそもこの回収報告を義務付ける根拠ですね。どういう権限に基づいて導入するのかを聞きたいというものでございます。

それから、自主的な衛生管理体制の構築ということについては、これはいわゆるHACCPを一般には指すので、自主的な衛生管理体制の構築については、実際にその現場に立ち上がった際の解釈に差が出ないように条例上に記述を工夫するべきではないかといったものでございます。

それからあとは、輸入業者、卸売業者にも同じように衛生管理体制を義務付けることを考えるべきではないかといったような御意見でございます。

取りあえず週末の段階では5件でございましたが、今週1週間でございますので、また御意見が寄せられましたら、委員の皆様方に報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

黒川座長 まだ締め切りは金曜日ということですが、現時点でこれだけ集まっているというこの御紹介でございますけれども、何か御質問、コメントございますか。

よろしいでしょうか。それでは、先へ進ませていただきます。

条例制定に向けた基本的な考え方、これに関しましては、先般8月28日に開催された調査会で事務局から詳しい御説明がありました。しかし、そのときにいろいろ委員の方々から御質問がありましたので、その項目について特に補足説明を事務局の方からしていただきたいということでございます。よろしくどうぞ。

奥澤食品監視課長 それでは、6項目ほど補足説明をさせていただきたいと思えます。項目によって私と村田副参事とで交代で順次説明をさせていただきたいと思えます。

最初に食品安全確保対策における国と、自治体であります都の役割分担、これについてちょっと整理をさせていただきたいと思えます。特にこれは資料は用意しておりませんので、申しわけないんですが、口頭で説明させていただきたいと思えます。

食品安全確保対策、いろいろな切り口があるかと思えますけれども、食品安全確保ということで、先般施行されました食品安全基本法とそれから食品衛生法、この辺の視点からちょっと整理をさせていただきたいと思えます。

食品安全基本法で国や地方公共団体の責務が条文で述べられています。それについてちょっと御紹介をしたいんですが、食品安全基本法第6条で国の役割が規定されているんですが、国は食品の安全性の確保についての基本理念にのっとりまして、食品の安全性の確

保に関する施策を総合的に策定して実施する責務を有すると。こういう基本的な役割がまず述べられております。それに対して、次の第7条で、地方公共団体の責務なんですが、前段は同じなので、やはり地方公共団体は基本理念にのっとって食品の安全性の確保に関し、以下の部分なんですが、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有すると。こういうふうな位置付けになっております。また、食品安全基本法の第10条では、政府の役割として、政府は、食品の安全性の確保に関する施策を実施するために必要な法制上または財政上の措置、その他の措置を講じなければならないと。こういった形で述べられています。現実にこの法律に基づきまして、リスク評価機関として新たに食品安全委員会が設置されて、今活動を開始しているということでございます。

それで、国の各省、厚生労働省や農林水産省、それから私ども地方自治体はリスク管理機関といった位置付けになると考えられます。そして、個別法の代表的な例として食品衛生法がございますけれども、国はこういった個別法の法整備をした上で、食品衛生法に基づきまして、食品だとか食品添加物等の規格であるとか、使用基準であるとか、こういったものを定めます。また、今回の法改正で義務付けられた国や都道府県が行う食品衛生に関する監視指導計画の策定ですが、国は輸入食品に対して一時的に水際対策をとっております関係で、国も含めて監視指導の実施に関する指針を定めるとされています。あわせて、輸入食品の水際対策を今行っているということでございます。

一方、都の方でございますが、国が定めたこういった指針に基づいて、地域の実情を勘案して監視指導計画を具体的に定めていくと、そして現実に実際にその監視指導を実施していくと、こういった役割になっております。国と自治体である都は連携してそれぞれの役割を果たしていくと、こういった位置付けになっております。

今回、素材として公表させていただいております基本的な考え方も、このような国と都の役割分担を踏まえて、都としての役割を果たすために必要なものを盛り込んだということでございます。

以上でございます。

村田健康局副参事 続きまして、お手元の資料の3ページをごらんいただきたいと存じます。資料2でございます。こちらの方では、先日も御質問が幾つかございましたが、私どもがこの基本的な考え方において、条例上設置をしたいと考えております東京都食品安全情報評価委員会という機関と国の食品安全委員会がどういうふうに考え方が異なっているのかといったあたりを、条例制定後のイメージとありますが、基本的な考え方をまとめるに当たりまして、事務局として考えてきたことを説明させていただきたいと思っております。

まず、食品安全委員会の方からお話をさせていただきますと、こちらの目的、それから主な役割としましては、食品健康影響評価を行いまして、食品の安全性を確保するために講ずるべきさまざまな施策について各省庁 - - 各省庁というのは、いわゆるマネジメントをする省庁でございますので、厚労省ですとか、農水省というところなんですけれども、そちらのマネジメントをする省庁の方に勧告をするということが第一義的にございます。

したがいまして、右に移りまして、主な検討事項でございますが、最大の役割としましては、危害物質の毒性評価、いわゆる許容限度です。何ミリグラムまでだったら大丈夫ですよといったような毒性評価をするということが主たる検討事項になります。例えば、食

品添加物ですとか、農薬などの毒性評価を行うと。それらをどのような形で国の施策に反映をしていくかといいますと、省庁に対する監視・勧告、あるいは要請といったような行為を通して、各省庁では規格基準の設定、あるいは見直し、それから新たな規制策を講じたりします。例えばですが、規格基準の設定、緊急時の暫定的な施策を策定すること、それから、具体的なリスクコミュニケーションを行うことといったところに反映されます。

この食品安全委員会はどういう組織上の位置付けかといいますと、リスク管理を行います厚労省ですとか、農水省といった組織から分離独立をしまして、内閣府に置くという形をとっております。法規上の位置付け等いろいろ見ておりますと、例えばなんです、既存の委員会としては原子力安全委員会のように独立した事務局 - - 事務局長を筆頭とする専任の事務局スタッフ - - を抱えておりまして、国の組織の一環ではあるんですが、かなり独立性を持った位置付けとなっております。それから、食品安全委員会の構成でございますが、親会は7名いらっしゃるんですけども、全員が専門家の方ということでございます。

それに対して、私どもの食品安全情報評価委員会はどういう位置付けかということでございますが、まず目的・役割でございますが、都内の地域特性に応じました、さまざまなリスク情報をもとにしまして、個々の食品の安全性について危害の程度を分析・評価し報告、あるいは提言をいただくといったところが主たる目的・役割でございます。具体的にどのようなことを検討していただくかということなんですけれども、主たる検討事項としては、規格基準がないなど実際に法で規制されていない食品等に対しまして、さまざまな形で情報を集めます。例えば、インターネットの情報ですとか、海外からの学術情報もあるでしょうが、ほかには、私どもは自治体ですので、監視の現場というものがございます。それぞれの保健所の食品衛生監視員等が集めてきた現場情報等を収集・分析をしまして、総合的に1件1件のケースについて安全性の程度を評価するというところでございます。したがって、いわゆる毒性評価、許容限度を評価するものとは異なるということでございます。例えば、どういったことについて総合的に評価をすることが想定されるかといいますと、実際に規格基準のない加工食品中の残留農薬などが挙げられます。

具体的にどのような施策へ反映されるのかということなんです、評価委員会から報告・提言をいただきますと、私ども都としましては、それを個別の対応策の方に反映させていきたいと考えております。例えば、先行調査の実施、関係業界への指導、それから今回の基本的な考え方でも御提案させていただいておりますが、条例に基づきます安全性調査、それから措置勧告、あるいは新しい規格基準をつくるべきだといったような提案要求を国に対して行うこともあるでしょう。いずれにしましても、評価の結果につきましては、都民の方々、それから関係します業界の方々にも、正しい情報を提供していく必要がございますので、リスクコミュニケーションにも御提言の方は活用していきたいと考えております。

組織的な位置付けがどうなるのかということなんです、現在もこの評価委員会そのものは設置はされておりますが、条例に基づきます機関ということになりますと、これを自治法上は附属機関と呼んでおります。附属機関といいますのは、先ほどの国の安全委員会のように独立した事務局は持てないという規定になっておりますので、私ども健康局の食品医薬品安全部の中の職員が評価委員会の事務局の業務を行うこととなります。食品医薬

品安全部そのものは、リスク管理をすることが主たる役割でございますので、その主たる役割の中であわせて評価の機能を一部持つという位置付けでございます。

それから委員の構成としましては、先日御紹介申し上げましたように、専門家の方々、消費者の方々という構成になっております。これが評価委員会と安全委員会との主な違いでございます。

続きまして4ページをごらんいただきたいと思います。これも先般、御質問等があったところでございますが、この基本的な考え方の中で評価委員会の設置とともに、今現在の食品衛生調査会を改組しまして、食品安全調査会 - - これもまだ仮の名前でございますが - - というものをあわせて設置をすることを御提案していきたいと思うところでございます。

では、条例制定後に、その二つの機関の関係がどのようになるものだろうかという考え方を話をいたします。

まず、評価委員会の方は、先ほどお話をさせていただきましたように、東京都内の地域特性に応じた、現場情報も含めましたさまざまな情報を集めて分析をしまして、食品の安全性についてその危害の程度を分析・評価をしていただき、そして評価の結果の報告・提言をいただくということが役割でございます。

調査会というのは、評価委員会がいわゆる各論を主たる役割にするならば、総論の方を御担当いただくものではないかと考えております。食品安全行政のあり方というふうに申しましたが、今回この調査会でも新条例の審議を通しまして、今後の食品安全行政のあり方を御検討いただいているんですが、今後さまざまな形で見直しですとか新しい考え方を取り入れるといった際にはこの食品安全調査会で御検討いただければという趣旨でございます。

それから構成でございますが、評価委員会の方は専門家と消費者というふうに御紹介申し上げましたが、調査会については、さまざまな法学的な立場の専門家の方々も含めまして、幅広く専門家の方々に入ってくださいますと同時に、食品関係事業者の方々にも入っていただくことを考えております。それから消費者の方々も当然入っていただきます。

所掌事項でございます。評価委員会につきましては、これも先ほどお話をさせていただきましたので詳しくは申しませんが、検討する項目は委員会で選定をしていただくと。その上で危害情報、集まってきた情報を分析・評価をして報告を出す。それと同時に、評価した結果についての伝達の仕方ですね。どのようにリスクコミュニケーションを図っていったらいいのかということについても、あわせて提言をいただきます。

食品安全調査会の方は、検討事項としましては、諮問という形をとらせていただきます。諮問に基づきまして、この新条例の所掌範囲としましては生産から消費という所掌範囲でございますので、生産から消費に至る各段階での食品安全対策に関する基本的な考え方、施策の方向性といったようなことについて検討をいただきます。また、新たな規制、現行の食品製造業等取締条例という条例で、食品衛生法で営業許可を定めている以外の営業について許可制度というものをつくっているわけでございますが、そういったような規制的な部分で新たな規制が何か必要ではないかということであれば、調査会にお諮りしたいと思います。それから、何らかの誘導策が必要ではないかということであれば、これもお諮りしたいと考えております。例えば、どんな事例があるのかといいますと、条例に基づ

きます、ただいま申しました食品製造業等取締条例に基づきます許可、届け出業種の拡大ですとか、あるいは今回の条例に基づき策定をしたいと考えております食品安全推進計画の策定に関するといったようなことが具体的な検討事項としては上がってくるかと思いません。

それがどのように施策に反映されていくのかということでございます。評価委員会につきましては、先ほどの御説明と同じですので省略をさせていただきますが、調査会につきましては、答申をいただいた結果につきましては、条例、あるいは施行規則、あるいは食品安全推進計画のような計画に反映をしていければというふうに考えてございます。

以上が調査会と評価委員会の関係でございます。

奥澤食品監視課長 続きまして、資料の5ページをごらんいただきたいと思います。

池山委員 座長、よろしいでしょうか。東京都がとても丁寧に我々の出した質問にお答えいただくというのはとてもありがたいんですけども、もう30分たっておりますし、この専門委員会でいろいろ話し合う時間というのも限られていると思うんですね。とても時間的にもったいないので、なるべく説明なり御報告はポイントを絞って、私どもがわからないときには後で御質問も差し上げたりしますので、是非その辺よろしく願います。

黒川座長 あと三つばかり御説明がありますけれども。

池山委員 何かとても報告の時間が前回も長くて、何かせつかく専門委員会で皆さん集まっているのにですね。

黒川座長 この間の疑問点もクリアするという趣旨でございます。

池山委員 質問を出していながらこういうことを言うのは大変ずうずうしくて申しわけないんですけども。

黒川座長 もうちょっと御辛抱願って……。

奥澤食品監視課長 できるだけ簡潔に説明させていただきます。

5ページをごらんいただきたいと思います。これは安全性調査、それから勧告制度がどんな形で運用されるのかという概念図でございます。左にありますように、既に現行法の中で規格等定められているものについては、食品衛生法に基づきまして収去、行政処分等が行われるわけですので、これは現行法の中で運用すると。ところが、現行法の中で特に規格等のない部分につきましては、そこに過去の類似事例ということを挙げておりますが、これは従前先行調査という形で任意の御協力をいただきながら対応してまいった事例を挙げさせていただいておりますが、今後ともいろいろなリスク情報がたくさん入ってくるだろうと。そういった中で危害発生の高い蓋然性が疑われるものについては、従前のような、任意の協力に基づくものではなくて、きちんと条例に基づいた形で調査、もしくは必要があれば措置勧告をしていったらどうかと。それで、こういった中身についても都民の方に公表していったらどうかということで考えているものでございます。

あわせて、参考資料の1ページをごらんいただきたいと思います。詳しくは省略させていただきますけれども、幾つかの事例があるんだろうと。毒性等の明確な評価はないけれども、いわゆる懸念されているようなもの。それから真ん中のところでございますが、一定の残留農薬等についてですが、そういったものが必ずしもすべてに規格基準があるわけではないので、現行制度の中できちんと基準等の定めがないようなもの。それから先般

いろいろありました健康食品の危害のような、何が原因なのかよくわからないけれども、現実の状況の中である特定の食品について健康被害が生じているということで疫学的な状況の中で蓋然性が極めて高いもの。こういった形の中で、それぞれ、実際の評価委員会のかかわり方はさまざまなパターンがあるんだろうなど。要するに、評価委員会前置主義という意味ではなくて、いろいろなバリエーションの中で対応していきたいと。これはあくまでもパターン化したものですから、必ずしもすべての事例がこの三つに分類できるとは限りませんが、そういったいろいろな多様性があるということだけ御理解いただきたいと思います。

続きまして6ページをごらんいただきたいと思います。自主回収報告制度の概念ということでございます。実際には、営業者の方がさまざま消費者の方からのクレームであるとか、それから内部のいろいろな自主検査の中でいろいろな不具合を発見して、自主的な判断のもとに回収をするということが現実にはかなり多いと思います。ただ、そのすべてが消費者に知らされているわけではなくて、中には、メーカーサイドの方だけで行われているという事例もあろうかと思えます。それは当然私ども行政の方でも把握できないというのが現状になっております。こういったものにつきまして、法違反、あるいは危害の発生のおそれがあるような、ものの回収に踏み切るような場合に、それらについてそこに記載させていただいたような報告事項を都に報告をいただくと。その際にも、その危害性もさまざまでございます。そういったものについても予想される被害の程度についてあわせて分析していただいて、その内容を報告していただくと。それで、その内容はホームページ等を通じて公表をしていくと。想定される危害の状況によってはホームページだけではなくて、積極的に報道の方に発表していくというようなことを考えております。

参考資料の4ページをごらんいただきたいと思います。では、自主回収した場合にすべてを報告しなければいけないのかということですが、やはり危害性ということがキーワードになろうかと思えます。一番左側の枠のベン図のところですが、これは今、現行法の食品衛生法が昨年改正されまして、行政処分等を行った場合について、その事実を公表するという制度になっておりまして、既にもう実施しております。それと同じような想定されるような法違反だけれども、自主的な対応の中で回収される場合は当然報告をいただくと。それから、法違反ではないんですが、やはり安全面での影響があると思われるようなもの。ここに例示を掲げさせていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと思えます。中には、安全のために設けた自社規格、それ自体は法の基準をクリアしているんだけど、その自社規格に違反したということは、何らかの当初期待している衛生管理に逸脱があったということも想定されるわけですから、そういうもので自主回収をするということであれば、それもあわせて報告をいただきたいというふうに考えております。ただ、在庫調整のためであるとか、仕様書と違うような製品ができてしまったとか、これが、例えば仕様書と違うことによってよく報道されておりますけれども、許されない添加物を使ってしまったという、これは法違反でありますので、これは左側の事例になりますけれども、そうではなくて、法的には許されているんだけど、別のフレーバーを使ってしまったということで、これはもう安全性の問題ではなくて、ただ商品価値としてメーカーさんとしてどうなのかということでも回収されるような事例もあろうかと思えます。これは一例でございますけれども、いわゆる危害性につながらないような視点から自主回収されるもの

についてまで報告をいただく必要はないのかなと考えております。

村田健康局副参事 恐れ入りますが、ただいまの参考資料の2ページをおあけいただきたいと思っております。ちょっと補足をさせていただきますと、参考資料2としまして、食品衛生法及び都条例の罰則というものをつけさせていただいております。趣旨としましては、安全性調査につきまして、事業者の方々に協力義務を課すということを考えておりますが、協力がいただけなかった場合には、罰則の適用も検討するということを基本的な考え方で御提案させていただいております。そこで、参考までに、食品衛生法と東京都の条例でどのような罰則、罰金などがあるかといったようなことを御用意させていただきました。

例えばなんですが、罰則規定の32条の真ん中の段をごらんいただきますと、食品衛生法の17条第1項で、臨検検査、収去等の拒否というものがございまして、この場合には罰金50万円以下といった規定が現在ございます。それから、下の方にまいりまして、食品製造業等取締条例でも同じような罰則の規定がございまして、条例に基づきます報告の聴取、物件の検査、質問に対する拒否、または偽りの答弁があった場合なんですが、5万円以下の罰金といったような規定を現在設けております。参考までに御用意させていただきました。

それから、もとの資料に戻らせていただきまして、資料の7ページですね。資料6になりますが、「東京都の都民意見の反映にかかる現状」ということについて御説明申し上げます。

リスクコミュニケーションのあり方についていろいろ御議論をいただけるんだと思うんですが、都としましても、リスクコミュニケーションについては、いろいろな手段といいますが、ルートがあるのではないかと考えておりまして、いろいろなことを現在やっております。例えばということですが、食品保健懇話会というものを設置しております。もともとは平成4年にこの食品衛生調査会から輸入食品の安全確保対策について答申をいただいた際に、消費者、関係の営業者、行政の三者で相互に情報交換をするような場をつくるという提言をいただきまして、その提言に基づきまして作った食品保健懇話会がございまして、本年の3月に至るまで21回開催実績がございまして。

それからあとは、食品衛生調査会にもかねてから消費者代表の方にずっと御参加いただいておりますが、その実績につきましても御紹介しております。

それから(3)の食品安全ネットフォーラム。これは先月の調査会でも御紹介させていただきましたが、インターネット上でコミュニケーションしていただくということで設けましたサイトがございまして。

それから9ページになりますが、これは普及啓発事業という言葉を使っておりますが、実際に都民の方々、あるいは営業者の方々に直接私どもがお会いする、あるいはお話を伺うといったようなことを通して、さまざまな情報の提供を行っているといったことを9ページに整理させていただいております。例えばでございますが、相談受付件数も、平成13年度ですが、延べ5万9千件ほどに上っております。中には有症苦情を御報告いただいて、それをもとに調査をしたらやはり食中毒だったといったようなケースも現実にはございます。

それから10ページですが、普及啓発資材、それから教材の整備。あるいは、私ども東京都のホームページ上で「食品衛生の窓」というページをつくってございまして、そこで

さまざまな情報提供をさせていただいているといったことを御紹介申し上げております。

以上でございます。

黒川座長 どうもありがとうございます。今御説明いただいたものをちょっとおさらいいたしますと、六つのポイントがあるんですけども、余りに多いものですから、三つずつに分けて御質問とか御討議がございますればお願いしたいと思います。

最初は、口頭で国と都の役割の差というようなお話がありました。それから次には、資料2を使っての説明、資料3を使っての説明、つまり三つの委員会が我々の周りにあるわけですけども、その関係、差異というようなことを御説明願ったと思うんですけども、そこまでについて御質問、コメントがございましたらお願いしたいと思います。

高濱委員 東京都の食品安全情報評価委員会と国の食品安全委員会との違いを説明されたんですけども、先週、健康食品のアメシバについて初めての食品健康影響評価が行われ、それを受けて厚生労働省の方で、リスクマネジメント機関として暫定的な販売禁止措置をとられたということが報道されました。ところで、参考資料1の一番下をみますと「危害の原因物質は不明であるが、実際の健康被害が生じており、危害発生について高い蓋然性が疑われるもの」について何らかの対応をされるということで、いわゆる健康食品による健康被害が例示として出るわけですね。そうしますと、国の制度と都の今回検討されている制度が全く同じことをされるのではないかと、そういうふうな懸念を持つわけです。したがって、場合によっては、国と都の結論に違いが出るということになりますと、二重行政になるおそれがあるのではないかなと、そういう懸念を持つわけでございます。D社の薬剤師の問題で、厚生労働大臣と石原都知事との見解が真っ二つに割れたということもございましたが、そうすると、流通や生産者、メーカーはどう対応していいかわからないというようなこともございますので、アセスメントの議論は、国の食品安全委員会の方に一元化していただくというのが原則ではないかと考えます。都は人材もすぐれた方が多く、研究機関としてもすぐれた組織を持っておられますので、収集されたデータをこの委員会でいろいろと検討された上で、国の食品安全委員会の方にそのデータを示して問題を提起されると。そういう形になるのが私は基本ではないかなと思っております。

それからリスクマネジメントの件にしましても、食品というのは全国流通しているわけでございます。東京都で消費される食品といっても、これは全国各地でつくられているわけですし、東京都でつくられたものもほかの県に流通するわけでございますので、そのリスクアセスメント、それからリスクマネジメントも、東京都で独自のものを実施されるというのは、無理があるのではないかなと、こういう感じがしております。

今回、食品安全基本法が制定され、食品衛生法が大幅に改正されまして、食の安全・安心に向けた体制が整ったわけでございますので、その中で都の役割を十分果たしていただくということが基本であろうと考えます。私ども食品メーカーは、これだけの大きな制度改正に対応していくというのはなかなか難しいわけでございますが、せつかく都は保健所等の態勢も整っておりますので、食品メーカーに対し丁寧な御指導をお願いしたいと思っております。当面は、今回の制度改正を現場まで徹底することに全力を挙げていただくことを要望いたします。

黒川座長 非常に根本的な御質問といえますが、御提案だと思うんですけども、事務局、何かございますか。

小川健康局副参事 それでは、私の方から食品安全情報評価委員会と国とのかわりの件について述べさせていただきます。

先ほどおっしゃいましたアマメシバの関係につきましては、確かに私ども健康への影響が想定されておりましたので、評価委員会においても検討材料の一つということを考えておりました。しかし、8月29日から改正食品衛生法によりまして、販売禁止等の措置ができるということが制度として決まっているわけですが、健康食品などによる健康被害につきまして、やはり現場サイドで一切拾わなくていい、検討しなくていいということではなくて、やはりほんのちょっとした端緒、そういうものから、法的な措置につながっていくものだと思っております。それで、この資料のパターン3につきましては、確かに安全性調査実施、措置勧告云々というストレートな一番わかりやすいパターンに書いてありますけれども、当然そういうような懸念が生じたときに、検討課題として評価委員会の中で検討することは全くやぶさかではないと思いますし、その検討結果に基づく提言については、この件については、改正食品衛生法の規定があるので、国へ働きかけるべきであるとか、そういう提言をいただければ、より国の制度と自治体の現場レベルの情報が補完し合って安全性がますます高まると。要するに、危害の未然防止がより早くなると。そういう位置付けで私どもは運用していきたいと思っておりますので、別な見解を出すと、そういうような御懸念は多分ないと私どもは思っております。

奥澤食品監視課長 ちょっと補足をさせていただきたいと思えます。

今回の措置は、まさに今御説明しましたように第4条の2、新たに設けられた条文の最初の適用例ということでございます。この措置というのは販売の禁止という形で明確な行政措置でございます。当然これは全国的にそういう方針が出れば、それに統一されていくという形になるかと思えます。私どもで考えておりますのは、前回の例の健康食品の事例、あれはたまたま薬事法がうまく適用できたということで、市場からの速やかな排除ができたんですが、ああいった中で、なかなか原因がはっきりわからない中で、当然最終的には国がこういう新たな対応をとると。あるいは、場合によっては、この第4条の2ではない別の第7条2項の解釈や何かでも、いろいろ整備しながら基準を新たに設けるとかいろいろな対応方法があると思うんですが、物によってはそれまでに相当時間を要してしまうという、そういう中で、その危害の重大性が相当あって、現実には蓋然性が高い被害が出ているようなものについて、行政指導の措置勧告というのは強制力、行政処分ではありませんので、行政指導のぎりぎりのところで、その辺の事実関係が明確になるまでしばらく販売を自粛してくださいとか、あるいは注意喚起の情報をあわせて販売してくださいとか、いろいろな個々の事例で対応方法はあろうかと思うんですが、国のとる法的な制度がきちんと適用されるまでの間、ただそれを待っているのではなくて、何らかのぎりぎりの部分で対応すべきものがあるのではないかと。そういったときに、何の条例上の根拠も何もありませんただやるのではなくて、やはり一定の条例の根拠を踏まえて、そういった対応が必要なケースも出てくると。そういうものを想定しているもので、こういったケースが頻繁に起こり得るのではないんだろうなと現実には思っております。措置勧告というのは相当強い行為ですから、営業者の方に与える影響力もものすごいですから、頻繁に対応する話では、あってはまた困るんですが、どうしてもそういうような必要なケースが出たときに、対応する手段が必要なのかなということで御提言させていただいた中身でございます。

池山委員 私も評価委員会を傍聴させていただきまして、4ページにあるように、都の地域特性に応じたさまざまなリスク情報というところで、この間の調査会の際に碧海先生もおっしゃいましたけれども、東京都はさまざまな方が住んでいらして、外国の方もたくさん住んでいらっしゃるわけですね。やはり東京都の地域特性というのがあると思うんです。だから、そういうところで独自に評価委員会の中で、今おっしゃったみたいな形で評価をするというのは、私はとても賛成です。それで特に、具体的なことを言いますと、本来評価委員会のところに、魚介類に含まれる水銀に関する情報提供の方法というのを評価のところからなさるということでしたけれども、これについては、国の情報提供のあり方、その他については疑問を持っておりまして、Q & Aも随分おくれてから出たりしましたので、やはりこういう問題を、国はやったんだけれども、東京都が独自にまたリスクコミュニケーションの立場も踏まえて評価委員会で取り上げて丁寧に提供するということは、とても私はいいことだと思いますので、それによつては評価委員会を東京都独自でなさるといふことについては、消費者としてはとても助かるというふうに考えております。

黒川座長 事務局、よろしいですか。それでは、林委員。

林委員 今のお二人の事務局からの御説明には私も賛同します。今の評価の話で言いますと、国の方の規格基準がないものをするというふうになっているんですが、むしろ私は、あるものでも、別にあらかじめ評価から排除することはないのではないかとこのように思います。例えばこんなケースが考えられると思います。既に規格基準があるけれども、外国でいろいろな新たなデータが出てきた。より厳しい基準を外国で採用しているだとか、そういうふうな場合は、評価の限りにおいては、この評価委員会で大いに評価すべきではないかと私は思います。ですから、あらかじめ評価の対象を手を縛らないでおい方がいいのではないかと思います。

それからもう一つですが、これは先だって申し上げたんですけれども、何を評価するのかというところで、やはりリスクコミュニケーションが必要ではないかと。何を評価するかという評価の対象の選定に当たっても消費者の意見の反映というのは必要ではないかと思ひます。これについては、例えば、消費生活条例の方で、都民の意見提出制度があるわけですがけれども、別に条例が違っても同じ知事部局の条例なのだから、消費生活条例の方から出てくる意見でも、それをこの委員会で取り上げて、何を評価するのかということについて検討されてもしかるべきではなからうかというふうに思ひます。

小川健康局副参事 まず、前段のお話でございますが、規格基準がないというふうなことに縛られない方がいいのではないかとこの話ですが、基本的に規格基準がある食品で、それに合っていないということになりましたら、食品衛生法違反でこれは排除しなくてはなりません。それから規格基準があつても、外国の基準と比べて国内の方が緩やかだというような場合につきましては、これは少なくとも国のレベルで、外国の食生活とか国内の食生活とかいろいろなことを考慮してそういう基準が定められておりますので、当然これはナショナルスタンダードとして私どもも尊重しなくてはならないと思ひますが、このような規格基準から、要するに逸脱しないということがまず私ども監視する立場の前提でございますので、それを厳しく指導するというのがまず大前提だと思ひます。それから、実際に今度はリスク情報の中に、そういうようなものについて、いろいろなクレームとか苦情とか、事故とか、そういうものが単発的に、どうも様子を見るとそういうところが懸念

されるのではないかというようなことになれば、それはテーマとして検討することはできると思いますがけれども、それをもとに要するに規格をつくるとか、基準をつくるとか、そういう話になりますと、それはちょっと国との役割分担の上から、また実効性から考えてもちょっと難しいと思いますので、一応そのところははっきりしておいた方がいいと思っております。

奥澤食品監視課長 それと、後段の申し出制度との兼ね合いですが、現状でも消費生活条例そのものは生活文化局で担当しておりますが、あそこにさまざまな申し出をいただいて、それに応じて関係各局に当然それは投げかけられてきて、それで生活文化局と一体となって対応をしているわけです。いわゆる評価委員会の方のテーマ設定は諮問形式ではございませんので、そこでテーマとして取り上げられるかどうかは別として、そういったものも、もろもろ評価委員会の方に入ってくるいろいろな情報の一つとしては当然閉ざすものではないだろうなと思っております。ですから、その内容いかんによっては、当然そういうところで議論されるものもあり得るかなと。

以上でございます。

黒川座長 いかがでしょうか。私から聞いてはおかしいかもしれませんが、国に対する提案要求ということが書いてあるわけですがけれども、私は前に申し上げたように、国にいた人間で余り都のことは情報が入ってこないんですけれども、そのコミュニケーションというのはどうしているか。つまり議事録でも送るとか、個人的にちょっと厚生労働省の今でいうと企画課のだれかに情報を流すとか、こういうことをやっているというのはどういうふうになっていきますか。

奥澤食品監視課長 現実にはさまざまなレベルで事例に応じてになります。基本的にはいきなり文書をぶつけるということはまずなくて、最初はやはり担当者レベルの中でのいろいろな情報交換から始まって、最終的に文書で一定の要望という形で出すこともございますし、ですから、いきなりこういう形が出たので、突然国の方にぼんと文書がぶつかるというような話ではないんだらうと。それはやはり当然、対立関係で仕事をしているわけではなくて、常に連携をとりながら仕事をしているわけですから……。

黒川座長 私が聞いているのは提案要求とちょっと違うんです。ここでこういう専門委員会とか調査会での中身はどういうふうに伝わっていくのかということです。インターネットで公開すればそれっきりでしょうけれども、議事録公開とか、そういうことで国が常に知っているとお互いに情報発信をするのかどうか。

奥澤食品監視課長 随時情報提供という形で、意見交換はさせていただいております。

高濱委員 ちょっと確認したいんですが、東京都の食品安全情報評価委員会の目的・役割の中に、「都の地域特性に応じた、さまざまなリスク情報を基に、個々の食品の安全性について危害の程度を分析・評価する」と書いてあるんですがけれども、一方、食品安全基本法の中には食品健康影響評価という概念があるわけですね。その両者をどういうふうに整理されているのか、そこをお聞きしたいんですがけれども。

小川健康局副参事 資料の3ページの国の安全委員会と情報評価委員会の違いのところですね。あえて、まず目的・役割のところ、国の場合には、「食品健康影響評価を行い」というふうに書いてあります。これは健康への悪影響をとということをはっきり基本法に書いてあります。私どもの方は、「リスク情報を基に、個々の食品の安全性について危

害の程度を分析・評価し」と。つまりグレーゾーンの中のグレードの、要するに黒っぽい度合いがどうなのかということはある程度評価いたしまして、それで早目に東京都の立場として手が打てるようなことがあればそれでやっていこうと。そういう評価の内容でございますので、国の評価の基本的なことは、危害物質の毒性評価、いわゆる許容限度、毒性そのものです。そういうようなものは、東京都の能力・実力からいって、慢性毒性とか、いろいろな発がん性とか、催奇形性とか、今でいうといわゆる遺伝子組換え食品の問題とかクローンのプリオンの問題とか、そういう物質そのものの毒性を評価して云々ということは、これはとても私どもの能力ではできません。少なくともそういうような、要するに汚染物質に曝露されているとか、微生物に汚染されているとか、こういうような情報がよくわからないとか、そういう程度のものをよくよく調べてみると、最終的には国の段階に到達するものもあるでしょうし、場合によっては、業界レベルの働きかけでおさまるものもあるでしょうし、そういうような地域レベルのいわゆる個々の状況について、毒性ということよりは、濃度的な問題、要するに定量的な問題、そういうようなものを中心に専門家の方に見ていただくというぐあいでございますので、国とは評価の内容とか程度は全く違います。

黒川座長 よろしいでしょうか。

碧海委員 先ほどの座長の御発言とちょっと関連があると思うんですが、今日の御説明の中で、都民からの相談受付、都の保健所、これは相当な数があるわけですね。こういうものから当然都はいろいろな情報を得られていると思うんですが、これから先、リスクコミュニケーションというのを考える場合には、やはりいかにして都民の声、あるいは考えていることをくみ上げるかということが非常に重要になると思うんですね。私は実は消費者関連専門家会議（ＡＣＡＰ）という組織がございますが、そちらの方の会員であったこともありまして、いわゆる企業の消費者窓口寄せられる相談とか苦情から当然企業はいろいろな情報を得るわけですが、やはり相談苦情を寄せてくる人というのは、ある限界があるわけですね。結局そこからだけ情報を得ると、やはり何か感じて、あるいは苦情を持って、意見を持って物を言わないという消費者が圧倒的に多いということで、いかに苦情や相談の窓口へ声を寄せてこない人たちの声を拾うかということがいつもテーマになるわけです。そういう意味で私はホームページでの問いかけだけというのは、余りにも限界があるというふうに思いますし、せっかく都が食品安全に関して相当積極的ないろいろな施策を考えられているという中で、都民が参加できるフォーラムのようなものをなるべく数多く開催すると。例えば、具体的な食品の危険ということテーマにするのもいいと思うんです。そういうことも是非考えられたらどうかなというふうに思っております。

そういう意味では、懇話会の中に公募委員を入れられたとか、そういうことも私は評価しているんですけども、これからはなるべくそういうシステムをいろいろ考えられたらいいというふうに思っています。ちょっと横の意見でございます。

黒川座長 事務局、どうぞ。

村田健康局副参事 今の御提言につきましてですけれども、確かにいろいろな形で多くの都民の方、消費者の方々も含めてですが、御参加いただくような場の設定というものももちろん大切かと思っております、より多くの方々に開かれたフォーラム形式の企画というものを今考えているところでございます。これに終わることなく、これからもし

ろいろな仕掛けを考えていく必要があるというふうに思っております。ありがとうございました。

黒川座長 私も日本食品衛生学会というのを随分やっていたけれども、そこでも独自で東京都内で一般向けの講演会、フォーラムといいますか、余り集まらないとか言っていましたので、そういうところとコンタクトをとって一緒に協賛ぐらいでどんどんやっていただければいいかなと思います。年に一度か二度やっております。例えば、BSEがあったら、その専門家を集めて講演会とか。

林委員 今の碧海委員の御発言に関連しますけれども、評価委員会が一種の科学的な評価をやるわけですけれども、それとリスクコミュニケーションというのは、どうも何かつり合いがとれないというのか、分野がちょっとずれているのではないかという印象がすごく強くあります。例えば、評価委員会は一種の科学的な評価をやるのであれば、そこに特化して、その評価に絡むリスクコミュニケーションには責任を負うというふうになって、後で出てくる食品保健懇話会のような、いわばリスクコミュニケーションの専門機関というものが必要なのではないかなと思うんです。そうすると、これは三本立てになってくると思うんですけれども、どうもこの評価委員会の位置付けは - - 位置付けの御説明はわかりますけれども - - どうもちょっとうまくかみ合っていないのではないかというふうな印象があるんですけれども。

小川健康局副参事 リスクコミュニケーションのやり方とかあり方というものにつきましては、これは最新の知見でございますので、私の聞くところによりますと、国の方でもいろいろと模索しているというふうにお聞きしております。私ども評価委員会の中にリスクコミュニケーションの方法ということまでを所掌事務として入れたことにつきましては、少なくとも情報発信の源、一番最初の評価したものをどういう形で一般の都民の方にオープンにしていこうかと。そのところが十分に議論され、注意深く説明されていないと、そのものの源のところが十分でない、それがいろいろなインターネットを使った場であるとか、顔の見えるフォーラムであるとか、そのほかの問い合わせとか、プレス対応とか、そういうところすべてぶれてしまって、場合によっては混乱を生じる可能性が出てくる。そういうことをある程度私どもは懸念しておりました。そのために情報発信の源を評価するレベルでその人たちによってこういう言い方、こういう説明の仕方は一般の都民の人が本当にわかるのかどうかをある程度検証というか、チェックしてもらおうと。そういう意味で私どもの評価委員会の中には専門家のみならず、さまざまな分野の有識者とか消費者の方たちが入っておりますので、そういう人たちにまず十分に見てもらってというか、よくチェックしてもらって、その情報発信の源として出していこうという、そのチェックが一番重要だと考えたわけでございますので、少なくとも評価委員会自体がリスクコミュニケーションの推進機関というふうには、私どもは考えておらず、中心的な機関とは考えてはいないんですが、少なくともリスクコミュニケーションをする上での情報の扱い方については、非常に今後のリスクコミュニケーションに重要な影響が出てくるはずですので、そのところで十分な検討が必要だというふうに考えたわけでございます。国の場合には、安全委員会の中にやはりリスクコミュニケーションという検討する場はありますが、はっきりとリスクコミュニケーション専門調査会というのがあるというふうに聞いております。私どもの場合におきましては、規模的とか、能力的からいきましてそこまで及ばない点も

ありますので、少なくとも今の陣容の中で発信する情報の扱い方を御検討いただくというふうに、今の段階では考えております。

交告委員 リスクコミュニケーションという言葉がよく使われるようになってきている割には私はよくわからないんです。先ほどの林委員の御発言の中で、評価委員会はその責任を持つことにして、別にリスクコミュニケーションの機関が要るのではないかというふうにおっしゃったわけですが、評価委員会が責任を持つというのは、どういう判断に責任を持つかということがわからないんです。私の理解では、黒とは言えないが灰色のかなり黒に近い部分であるという判断について評価委員会は責任を持つということかと思えます。その程度の判断に責任を持つということで、それは黒とは言えないんだけど、だから不確実なんだけれども、何らかの手を打つと。だから、3ページの表の施策への反映というところで具体例が挙がっていて、いろいろ手段を講じていく。不確実な段階で手段を講じていくということだから、私の理解だと、評価委員会がリスクコミュニケーションをやることになります。そしてかなり黒っぽいところで動くのですが、不確実の世界で動くわけですので、高濱委員が御心配になっているような、都の独自の評価だけで措置勧告まで来るということは、ちょっとめったに考えられない。不確実なところで調査をやるということは、どういう形でやるにせよ、この制度のうま味というか……。何も手を打たないと立ちおくれますので。しかし、条例がないままでやっていると都民にしかられる。なぜそういうことができるんだということになりますので。だから、その条例をつくるという理解だと思えます。ですから、私は、もう一つリスクコミュニケーション機関をつくるということは、評価委員会より何かもっときっちりした数値的なもので判断を下させるということを林委員はおっしゃったのかどうか、そこをちょっと確認したいんですけれども。

林委員 私が申し上げたのは、要するに、評価委員会は基本的に危害情報の分析・評価をするんだと理解して、それに応じて、必要とあれば、国に例えば意見を出したり、あるいは措置勧告をやる。その勧告の勧告をするわけですね。いわば、事務局の方に答申をするんですかね。というふうなことだと思えますけれども、それに関する、要するに評価委員会が所掌している事務に関するリスクコミュニケーションというものはこの評価委員会がやったらいいと思えます。ただ、リスクコミュニケーションといった場合、もっと幅広いものが考えられるだろう。例えば、こういう制度をつくる場合にも、利害関係者が参加してコミュニケーションするというのも、リスクコミュニケーションだというふうに私は理解しています。そういう幅広いリスクコミュニケーションを碧海委員がおっしゃったようなフォーラムとか、やり方もいろいろあるだろうというふうなことです。そういう意味での推進機関というか、そういうものがもう一つ必要だろうというふうに申し上げました。

黒川座長 よろしいですか。

高濱委員 評価委員会の役割ですが、グレーゾーンのものについて評価をするというふうな御趣旨だったんですけれども、これは、例えば容器包装に加える内分泌かく乱物質ですか。こういうものについてどう評価するかという問題だと思えますけれども、恐らくこういう問題というのは、毒性を評価するよりも、高度な知見が要るのではないかなと。こういう感じがするわけです。そういうものについて、果たして実施できる態勢があるのかどうか、それから仮に、こういうものについていろいろ評価をして、何か措置勧告する

となると、場合によっては、過剰規制になるおそれがあるのではないかなと、そういう気もするわけです。そうしますと、農家の方が一生懸命産地づくりをやっておられたとか、食品メーカーが、新製品の開発をして、その成果を上げたとか。そういうものに対して仮に過剰規制になった場合には、悪い影響を与えるおそれもないわけではないと思うんです。したがって、過剰規制にならないような、制度的な担保とか、仮に過剰規制であった場合には、直ちに措置が解除されるとか、仮に実施するとすればそういう手続が必要ではないかなと、こういう感じがするんです。いずれにしても、食品の安全性という問題について、都独自の特殊性というのは、本当にどこまであるのだろうかという感じがしております。先ほども申し上げましたけれども、食品が全国流通する時代に都単独でグレーゾーンのものについていろいろ措置をされるということについては、慎重な手続等を御検討いただきたいと思います。

黒川座長 いろいろあるでしょうけれども、まだ半分の資料についてのコメントをいただいているところがございますので、その先へちょっと移りませんと……。内容はかなりオーバーラップしているところがありますので、取りあえず、先ほどお話しいただいたうちで、5ページの資料4、6ページの資料5、7ページの資料6という3点の方へ集中して御審議、御質疑をお願いしたいと思います。

高濱委員 自主回収の問題でございますが、自主回収の報告の義務付けと公表についての制度が示されているわけでございますけれども、私はこの議論をする前に、食品の回収というのはどうあるべきかという、そういう議論を行うのが先決ではないかなと、こういう感じがしております。今朝も幾つかの社告が出ておりました。最近社告を見ることが多いんですけども、健康に影響はないけれども回収するというのがほとんどでございます。実際、食品メーカーに責任がないものについても食品メーカーが回収をしているという事例が多いので、例えば、今日の事例等を見ましても、違反香料というんでしょうか。食品衛生法で認められていない香料を使っていたということですが、しかし、その香料は国際機関でも認められ、海外では使われている香料なのです。しかも、その香料が使われていることについてメーカー側はわからなかったし、分析してもメーカー段階では知ることはできないわけですね。食品衛生法違反ですから回収ということになるんでしょうけれども、本当に回収をしなければいけないのかどうか。そういうことについて、関係者で議論するべきではないかなという感じがしております。いずれにしても、食品の回収ということにつきましては、資源のむだということもございまして、それから廃棄をするわけでございますから、環境への悪影響ということがございまして、食品の安全性の問題を考える場合に、環境への配慮ということも考えるべきだということをおこの条例の中にも書いてございまして、企業経営への影響というものがございまして、何よりも心配いたしますのは、余りにも回収、回収ということになりますと、製造メーカーの現場の方のモラルといいますが、士気にも悪影響を与えることではないかと思っております。そうなりますと、かえって食品の安全性の確保ということについてマイナスになる面もないわけではないと感じておまして、できれば、食品の回収というのはどこまでしなければいけないのかという議論をもっとやっていただきたいと思っております。

ただ、自主回収でございますから、あくまでその判断というのはメーカーの経営者がどう考えるかというのが第一でございますので、それをすべて届け出て公表するというのは

いかがかたと。それではもはや自主回収とは言えないのではないかなという感じがいたします。東京都に届けてそれを公表してもらいたいと、そういう判断をされる経営者はそういうルートを使っていただければいいと思いますけれども、一律に報告、公表を義務付けるということについては慎重にやっていただきたいと、こういうふうに思います。

黒川座長 事務局はどうでしょうか。

村田健康局副参事 まず、重ねて御説明させていただきたいのは、これはあくまでも、回収するかどうかということは事業者側の判断でございます。ただし、そうは言いますが、規格基準に合わないというものを、事業者としてそのまま売っていいのかという問題もあるかと思えます。そういったところから、恐らくそれぞれの製造事業者の方々は回収という決断をやむなくされているのではないかなというふうに思っております。

私どもの方に報告をいただきたい、それを私どもがインターネット等、あるいは報道機関等を通じて発表したいと考えている趣旨は、回収の促進ということももちろんあるんですが、あわせて考えられますのが、社告がたくさん出ております。ただ、社告もスペースをたくさんとっているものもあれば、そうでないものもあると。じゃあ、果たしてスペースをたくさんとっているものが危害性が高いのかどうかといいますと、必ずしもそうではないだろうと。どうしてこういう違反品を売ることになってしまったのかという経緯はよくよく御説明はされているんですけども、必ずしも社告をぱっと読んだだけでは、恐らく一般の方々というのは、どの程度危険性があるのか、安全に問題はないと言っているけれども、本当なのかどうかという確からしさを確認するすべがないわけです。私どもはここで案としてですけども、報告していただくからには、それぞれの事業者なりに予測される被害の程度というものもあわせて報告いただければと思っておりますので、その報告いただいた内容も、更に私どもで吟味・精査させていただいて、あるいは必要なコメントも加えて私どもとして情報の提供をします。これも、地道な積み重ねかもしれないけれども、そういうことを積み重ねることで、回収されているもので、本当に健康への影響がないと言え、ないんだと。あると言えあるんだといったようなところの御判断がだんだん一般の方々にもしていただけるようになれば、ということも考えております。したがって、危害の程度に応じまして公表の仕方というのも当然差があってしかるべきだろうと思っております。本当に重篤なものであれば、積極的に私どもの都庁クラブ等を通じて、大々的に注意喚起をするべきですし、それほどでもないのであれば、それなりのコメントをきちんとつけて都民の方々にお知らせをするべきではないかということで、このような制度の概念図を考えたというところでございます。

黒川座長 この点いかがでしょうか。

池山委員 先ほどリスクコミュニケーションの話が出ましたけれども、高濱さんがこういう場でというふうにおっしゃったんですけども、とてもこういう場で自主回収はというのはなかなか話し合いはできないと思うんです。それで、まさにそういうリスク管理をどう事業者と消費者のところで考えていくかというふうなことが、率直に話し合われるのが私はリスクコミュニケーションだと思うんです。だから、そういう意味で、これからさまざまないろいろな問題が起きてくるときに、やはり東京都で常設のどういう名前になるか知りませんが、食品保健懇話会みたいなところで、利害関係者の方が集まって、こういう問題について、行政も含めて話し合う場が積み重ねられることがとても大事だと思

うんです。そういう意味で、評価委員会がきちっと行った評価に対してのリスクコミュニケーションを責任を持ってやっていただくということは私も賛成ですけれども、別にリスクコミュニケーションをきちっと、さまざまないろいろな問題が起きたときに、利害関係者のところでコミュニケーションを行う場、そういう委員会みたいなものが必要だというふうに考えます。

黒川座長 ほかにございますか。

碧海委員 私は自主回収も数多く公表される方がいいというふうに思っているんです。つまり、その方がやはり、一般都民というのは、例えば日本では許されていない香料が使われたことで回収されたという情報を聞いたときに、日本では許されていないけれども、実は海外の非常に多くの国ではそれは許されているんだというような情報があわせて発表されるならば、そのことについて考える機会を与えられるわけです。例えば、海外では食品として扱われているものが、日本では食品ではなくて添加物になるとか、逆に日本では食品になっているものが海外では添加物になってしまうというようなものもありますよね。つまり、そういうものもみんなやはり明らかにされることによって、みんながそういうことについて考えるようになると、非常に甘い考え方もかもしれませんが、私はそういうふうに思っているんです。だから、時々自主回収のニュースとか企業の案内を見たときに、何でそんなことで自主回収するのかと思うこともあるんですよね。だから、私はむしろそういう情報がどんどん出た方がいいのではないかとこのように思っております。先ほど高濱さんがおっしゃった実際に食品がむだじゃないとか、そういうこともありますよね。大変なロスをしているという……。そういうことも結局一人一人が考えるようにならなければ、どうもいい方向には行かないのではないかとこのように思っております。

黒川座長 ちょっと自主回収に集中しているようでございますけれども、資料4の知事の安全性調査とか勧告制度、これなどはいかがでしょうか。それから、資料6の方もまだ特に御意見がないようですが……。

池山委員 先ほど高濱さんが内分泌かく乱物質などについて、東京都が独自のリスク評価ですか、なかなかそういうのは難しいのではないかと。やはりそういうものは国にというお話があったんですけれども、前回の調査委員会の参考資料で、平成13年にポリ塩化ビニール製ラップフィルムに対する要望についてというのがありまして、あれは東京都の衛生局がなされた実態調査で、消費者団体としてはこの情報を提供していただいとてもよかったというふうに思っております。先ほどお話ししましたけれども、グレーゾーンで実態がどうなのかと。使用状況のところでもうどうなのかということも含めて、やはり東京都が独自でやると。こういうのはどんどん東京都でやっていただいて、私は東京都はできると思うんです。だから、情報提供できると思いますので、東京都というのは食の安全については、本当に国に先駆けて表示の問題でもさまざま国に対して大きな発言権を持ったり影響力を持ったことをやってくださいましたので、事業者としてみれば、国の規制があって、東京都からまたそれ以上のというのはなかなか大変とは思いますが、その点については、都民としては、是非東京都にグレーゾーンのところで早目にきちっと調査も評価もして、リスクコミュニケーションできちっと情報提供してやっていただくということは、これからますます東京都の役割としては大きいことだというふうに思っていて、消費者としては賛同いたします。

神谷委員 これはいささか横断的になるかもしれませんが、今回の都の基本条例の制定については、基本的な考え方として国の安全基本法に基づいて、都の役割としてつくられるということと私は理解しておりますので、その点については多とするところであります。

また、食の安全確保については、基本法にもございますように、行政も消費者もそれから事業者それぞれの役割、あるいは責務というものを明確にしておりますけれども、これについても東京都でもそれなりの責務・役割というものを定めることについては、当然のことであろうというふうに思うわけでございます。その中において、この三者がそれぞれの役割分担というものをしっかりと守って効果を上げながら、それがどこが出張るとか引っ込むとかそういうことではなくて、お互いが丸くリングのように相関関係を持ちながら東京都民の安全を守っていくというふうな理念がそこに働いてほしいなど。特にその中でも情報の共有、これは大変大切なことではなからうかと思えます。この件につきましては、一方で正しい知識を習得するための、いろいろな施策が東京都でも、資料の最後の方でございますが、普及啓発的なことを相当、9ページ・10ページに書いてあることをおやりになるということでございますけれども、東京都広報、インターネット、あるいはマスコミを使ってということであるかとは思いますが、先ほど碧海先生がちょっとおっしゃいましたけれども、とてもそれだけでは足りない部分、要するに、余りこのようなものに馴染みのない消費者の方はどういうふうに考えているんだ、どういうところから知識を得ているんだらうということについてはやはり焦点を当てていかななくてはいけない問題ではなからうかなという感じがするわけでございます。

実は私どもの団体というのは食品の業者の団体でございますけれども、どちらかという生産者、製造者の方を川上とすれば、まさに消費者と一番接点の多い川下の方の販売、あるいは飲食店を対象とした団体でございます。それだけに常日ごろから消費者に対して提供する食品の衛生というものについては我々一生懸命に行政、身近では保健所の方とタイアップし、あるいは御指導をいただきながら、業界の衛生行政に対しての協力、また、一方では消費者に対してのPRというものを図りながら今日までやってきているわけでございます。特にPRの仕方の中で、ここにあるようなことも当然必要でございますけれども、業界の方々をもっと使うという方法もあるのではなからうかなという感じがするんです。といいますのは、私どもでは、8月は過ぎたところですが、8月は年間で一番食中毒の多い時期でございますので、食品衛生月間というものをつくりまして、上部団体に日本食品衛生協会というのがございますが、そちらで全国展開をやるわけで、その一環として東京都もそれに参加しています。これのPRというのは、それこそ野球場の電光掲示板を使わせていただいたり、あるいはデパートさんの協力を得て垂れ幕を垂れたり、または町で消費者との間の街頭相談を開いたり、更には消費者団体との間で懇談会を開いたりというようなことで一生懸命やっておりますけれども、やはり部分的でございます。ですから、どうしても必要なことについては、それぞれのお店で消費者と対面をするときに、そのようなお話を常々させるような状態をつくることも、一種のリスクコミュニケーションではなからうかなと、そんな感じが実はしております。そういうようなところでもPRする。あるいはコミュニケーションをするところがありますということだけちょっと披瀝をさせていただきたいと、そんなふうに思うわけでございます。

特にまた、今お話がございました安全性の調査であるとか勧告というものにつきましては、一番先にある意味では消費者の前に被害を被るのが実は販売業者です。そういうこともございますので、できるだけわかりやすい簡便な方法で皆さん方にお知らせをするような方法をとっていただければいいのではないかなと、そんな感じがしております。ちょっと横断的にいろいろ申し上げました。よろしくどうぞお願いします。

黒川座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。皆様から御意見をいただきたいんですけれども、宮澤委員、谷茂岡委員、何かございましたらどうぞ。

谷茂岡委員 私は少し勉強不足で、本当に一般の消費者の声になると思うんですけれども、やはりそういう人たちにわかるようなこれからの条例をつくっていただかないとだめだと思うんですね。専門の方が見てもわかるけれども、一般が見てわからないようでは何なりませんので、できれば、具体的なことでやってほしいと思っております。先ほどの自主回収にしても、環境問題からいったら絶対にしなければいけないという結論が出るくらいですけれども、それもそれぞれの立場で、事業者はできるだけことはやるべきだということは皆さんおわかりだと思うんですけれども、それをどういうふうにするかということは、先ほど池山さんがおっしゃったように、一つの別の部門の中で懇談会をやるなり、その話題のときにはそのときの専門的な話の時間をとるとかをしていただければ意見が出てくるかと思っています。私どもは安心・安全とは何だろうかと。やはり疑問を持っています。大変このごろの昨年のいろいろな不信表示から、非常に都民は不信を持っていますよね。表示に対しても大変不信がありますので、表示の点。それと輸入食品に頼っております私どもの食卓の安全性をどうとらえていくのか。やはりその点も厳しく監視をしながら、今もやってはいたんですけれども、監視をただけでなく公表するということになりましたから、大変それはいいと思っています。少し厳しくきちつとしないと、ある点で厳しくきちつとしないか、このくらいならいいんじゃないかと。外国の方に言わせると日本の法律は大丈夫だよと。簡単だからいいんだよと。少しぐらい悪いことをしても大丈夫だよという言葉が出るくらいですので、きちつとするとところはきちつと厳しくして、そして事業者も消費者もお互いに守りながら、安全行政をやらなければいけないなと思っております。まとめませんけれども、いろいろなことが頭の中にあるものですから、何を言ってもいいかわからないんだけれども、やはりせつかくできる条例だから、私たちがかみ砕けるような条例をつくってほしいと思っております。できれば図面で書いた方が、国の方が割にわかる図面が出ていますので、こういう行政が今度大綱的に変わったんだということがよくわかりますよね。ですから、やはり文字だけでなく、図面的に書いてくださって、急所だけを知らせてくださると、都民も我々一般の消費者もわかるのではないかなと思いますので、御配慮いただければと思います。

黒川座長 宮澤委員、何かございますか。

宮澤委員 私ども事業者なんですけれども、東京都の姿勢といたしまして、この条例をつくるということに関しましては賛成の立場であります。ただ、これができることによりまして、企業への負担が多くなっていくというようなことだと、やはり実務的に難しい面も発生してきます。回収の件につきましても、回収が社として決定するまでには、もう社内はてんでこ舞いをしているわけです。社内での通知とかどのように公表していくのかとか、流通量の調査、それから原因等、部署によってさまざまに社内は本当にてんでこ舞

いの状態なんです。それに加えて、更に報告を義務付けられるとなりますと、その報告のタイミングも難しいかと思えますし、あと回収等、全国的に扱っている商品も多々ございますので、都内だけの商品ではございません。そうしますと、都内だけの回収記事に頼るだけでは不十分になりますので、でしたら、やはり社告、新聞広告等で全国に出すべき商品も多々ございます。そんなときに都に報告する利点が見られるのかなと思えます。ですから、報告の仕方が難しい企業にとって報告の方法なり支援なりする形での、ですから、すべての企業に義務を課するのではなくて、できないところは手助けをしていこうというような形でやっていただいて、できる大手は大手なりの努力でやっていただくような形が望ましいのではないかなとは考えます。

あとは、ちょっと戻って申しわけないんですけども、リスク評価の方なんですけれども、あれに関しましては、グレーとか黒の部分の評価していくというお話だったんですけども、黒とかグレーではなくて、白についても、これは白なんだという正しい消費者への理解を普及するためにも、その辺も分析していただいて公表していくということをお願いしたいと思います。国の方で、これは危険です、販売中止ですとかいった場合に市場は非常に混乱しますよね。直接の商品ではなくても、似通った商品等々すべてお客様消費者は危険だという判断をする場合がありますので、その辺のこれは黒ではないんだ、白なんだという正しい理解のための評価、そして公表をお願いしたいと思います。

村田健康局副参事 若干ただいまの宮澤委員からの御意見につきまして、事務局として制度の補足をさせていただきますと、報告を義務付けることを考える至った背景をもう一つお話しさせていただきたいんですが、社告を確かに打っていただきますと、大企業でいっちゃれば全国紙と言われる新聞各紙の朝刊にかなりのスペースを割いて掲載することができるわけなんですけど、ただ、どんなに大きいスペースをとりましても、2日連続、3日連続社告が掲載されるということはないだろうと思っております。それ以降は、よくよく拝見しておりますと、各社のホームページでその記事を、恐らく回収が終わるまでずっと掲載をされているだろうと思っております。ということは、それぞれの企業で回収をしているということを知っている方が特定の企業のホームページをあけられるかとは思いますが、そうでない方、そんな事実があるかどうかともいう方は、その企業のホームページをあけないので、その日の朝刊を見損なった方は知らないままであるというようなことも都への報告をお願いしまして、おかげさまで東京都のホームページはアクセス数がふえておりますので、一つの媒体として私どもの公的な媒体を使わせていただくというのも一つの手段としてはあるのではないかなということで義務付けを考えたということでございます。補足をさせていただきます。

小川健康局副参事 もう一点、今の白の評価もしていただきたいと。私どももその点については十分考えていきたいと思っております。確かに危険だ危険だと言っていることばかりではなくて、一部で危ないと言われていたようなことも、よくよく調査をしてみたら、ああ、それはそういうことはありませんというデータをお示しすることも私どもの大切な役割だと感じております。

高濱委員 先ほど私が申し述べました回収についての基本的な考え方等につきましては、是非とも東京都におかれまして、行政サイドと消費者の皆さん、それから事業者、そういう三者で率直に意見交換ができるような、機会を設けていただければ幸いですというふうに

考えます。

それから、東京都に再度お願いでございますけれども、食品事業者というのはほとんど中小企業者でございますので、今回の大幅な制度改正に食品事業者が的確に対応できるように、まず情報の提供とか人材の育成とか、研修とか、そういうことについて意を払っていただきたいと思っております。東京都は人材も優れ態勢も整っておりますので、是非ともそういう面に御配慮をいただきたいと思えます。

それから、食品の安全安心を確保していく上で、今話題になっておりますトレーサビリティを普及するにしても、IT技術の開発とか、普及とか、そういうことも必要でございます。中小企業でも導入ができるようなシステムを開発し普及していただくとか、そのほかにもいろいろあるかと思えますけれども、そういう技術の開発・普及、そういう面についても是非とも東京都でいろいろと御支援をいただければ幸いと考えております。その場合、産業と大学と事業者のいわゆる産学官の連携ということも大事かと思っておりますので、是非とも産学官の連携で食の安全・安心のための技術の開発・普及とか、そういう面もお願いいたしたいと思えます。

黒川座長 ほかにございますか。

それでは、大体予定の時間でございますので、先へ進ませていただきます。

9月16日に「意見を聴く会」ということがあるそうでございますけれども、これについて御説明……。

池山委員 イレギュラーで申しわけないんですけども……。

黒川座長 簡単をお願いします。

池山委員 今日、前回の調査会のところで我々がいろいろと質問とか、この点についてということでお答えいただいたところをやりとりしたんですけども、まだまだ時間が足りなくて、私自身も条例にこの点を盛り込むべきではないか、こういうことをきちっと確保すべきではないかという意見があるんです。それは流れとして、今度「意見を聴く会」というのがあって、そこでさまざま意見が出て、次の10月7日ですか。そのところでもう一度我々の意見もきちっと言い、そしてその「意見を聴く会」、それから意見を募集していますけれども、そこら辺のところも入れながら議論をすると。そして最後のところで、下旬のところで一定の方向性を出すと。そういうふうに理解してよろしゅうございましょうか。

奥澤食品監視課長 御意見は漏れなくいただかなければならないと思っておりますので、3回目の運用を含めて、どういうふうに転がっていった方が一番効率的に御意見をいただけるか等につきまして、また座長さんとも相談をさせていただきたいと思えます。

池山委員 家に帰ったらこれも言いたかったあれも言いたかったというのがあつたんです。これが抜けていたというのもありますので、要望でございます。もちろん、意見は意見として、私ども消費者団体ですので出させていただきますけれども、その辺も含めて要望いたします。

黒川座長 条例案でございますので、あれの文言を、この間もちょっとありましたけれども、これを一字一句見るという機会もあつた方がいいと思えます。

池山委員 ああ、そうですか。わかりました。是非それはお願いします。

黒川座長 それでは、「意見を聴く会」のことを、どうぞ。

村田健康局副参事 それでは、資料の11ページをお開きいただきたいと思います。資料7でございます。

先般調査会で御提案させていただきましたように、16日(火曜日)に都民、事業者の方々と関係者の「意見を聴く会」というものを御用意させていただいております。9月16日の午前10時から正午までということでございます。恐れ入りますが、当日出席いただけます委員の皆様方には、9時50分までに会場の方にお集まりいただきたいと思います。会場でございますが、都民ホールという場所でございます。これは第一庁舎の正面に議会棟がございます。議会棟1階の南側に都民ホールがございます。そちらの方にお越しいただきたいと思います。

現在参加者の募集をしております。6日付けということで締め切りはしておりますが、実は庁内の郵便の受付が1か所で集中して受けて、その後、各局に配付しておりますので、まだ私どもの方に全部届き切っていないように思われます。ですので、最終的には、50を超えて100弱ぐらいには集計されるのではないかなというふうに思っております。

それから、開催方法、当日の進め方につきまして事務局の方で案を考えさせていただきました。まず、御意見をお伺いするに先立ちまして、「基本的な考え方」の説明を改めまして事務局の方でさせていただきたいと思っております。それが終わりましたところで、専門委員の皆様方には、実は都民ホールはステージがございまして、ステージの方に皆様方にお上がりいただくようになっておるんですが、そちらの方にお移りいただくということでございます。

それから実際の意見発表につきましては、会の進行は座長にお願いをしたいと思っております。発表人数でございますが、傍聴だけを希望される方、それから意見表明も希望される方、別々に申し込みをいただいておりますが、意見表明をされる方というのは、そちらに10名程度とありますが、現時点の集計状況を見ますと、10名以内でおさまりそうでございます。したがって、発表者が10名を超える場合は抽選をという、抽選の手続きはなくてもよさそうだと。御希望のあった方全員に御発言いただけそうでございます。1人当たり5分程度でございますが、お一人ずつ等しくお時間の方を御用意させていただきたいと思っておりますので、実際には当日までの締め切りました発表人数で少し5分より超えることもあるのかなと思っております。

それから、今回は専門委員会の皆様方に御意見を聞いていただくという趣旨でもございますので、3人、あるいは4人の方の意見表明が終わったところで、皆様方から適宜発表者の方に御質問いただければと思っております。

それで、(3)でございます。先ほど御報告させていただきましたように、意見募集をしておるわけですが、まだ若干件数としては少ないのかなとも思っておりますので、当日意見を聴く会の傍聴を希望しなすと言われて来られた方の中で、もしその場で、何か自分も言いたいという方がいらっしゃいましたら、アンケート用紙を御用意しますので、そちらに御意見を書いていただいて提出していただければ意見募集の一環として私どもの方で集計し、この場に御報告をしたいというふうに考えてございます。

意見を聴く会につきましては、このような形での開催を提案させていただきます。

黒川座長 確認ですけれども、これは意見を聴く会というネーミングのとおりにお聴きする。それで委員から適宜質問といいますが、その意見に賛成だとかそういうこ

とではなくて、お聴きする会ということで、ですから、そちらは出ないわけですね。事務局は応答しないわけですね。

村田健康局副参事 おっしゃっている意味はこういうことですね、ということを確認をいただくというのが質問の対象でございます。

黒川座長 反対でも賛成でも、余りそこでは意思表示はしないということでございます。

村田健康局副参事 したがいまして、私どもは直接お答えするということとはなかろうと思うんですが、もし基本的な考え方に書いてある、これはどういう意味なんですかという御質問があった場合には、これは事務局の方でお答えすべきだと思いますので、そのように整理をしていただければと思います。

黒川座長 そういう趣旨ですので、一応再確認させていただきました。

碧海委員 ステージは高いんですか。どのくらいの……。

黒川座長 さあ、私は見たことがないんですけども。

池山委員 そんなに高くないですよ。

村田健康局副参事 30センチくらいです。

碧海委員 なるべく発言者が威圧感を受けないように……。

黒川座長 隔てがないということですね。教壇くらいのところですか。

それでは、ほかにございませんでしたら、おかげさまで大体時間どおりに終わりました。最後にどうぞ事務局の方で。

奥澤食品監視課長 本日は長時間にわたりまして活発に御審議いただきまして、ありがとうございました。

次回の第2回目の専門委員会は、先ほど御案内申し上げましたように「意見を聴く会」として9月16日に開催いたします。本日お手元に出欠確認票というのを御用意させていただいております。これに御記入の上、9月11日(木曜日)までに事務局の方にファクスを入れていただければありがたいと思います。本日既に御予定がわかっていて、ここで記入していただける方は机上に残していただければ回収をさせていただきます。

それでは、本日の専門委員会はこれで閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

午前11時58分 閉会